

**令和8年度外国人介護人材プロモーション動画制作業務委託
企画提案競技実施要領等に関する質問票に対する回答**

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答
1	資料2 業務委託仕様書	3 業務の内容	<p>「秋田県の介護現場の魅力や、実際に働く外国人介護人材の声を発信するPR用動画を、対象国毎と英語圏向けの合計4本制作すること。」とありますが、想定される英語圏向けの動画を閲覧する方々は対象国出身の方々に、その動画は対象国毎の動画3本のダイジェスト版という認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>また、その場合、英語圏向けの本編動画の長さが4～6分を超えることは問題無いでしょうか。</p>	<p>英語圏向け動画の想定視聴者は、対象国（インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国）以外の出身者です。</p> <p>英語圏向け動画については、対象国向け動画を編集することによる制作も認められますが、インタビュー部分は英語字幕、インタビュー部分以外は英語のナレーションと日本語字幕が必要です。</p> <p>英語圏向け動画が4～6分程の原則を超える場合、視聴者に冗長と思わせなければ問題ありません。</p>